医療法人尚豊会みたき在宅ケアセンター 利用者への虐待防止に関する指針

1. みたき在宅ケアセンターにおける虐待防止に関する基本的な考え方

みたき在宅ケアセンターは、利用者の人権を尊重し、高齢者虐待と定義される不適切なケアを一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止、早期発見、早期対応、再発防止にも努め、すべての職員がこれらを意識し、本指針を遵守して、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、高齢者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 介護放棄(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、または利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する激しい暴言、著しく拒否的な対応、または不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

みたき在宅ケアセンターでは、虐待の防止および虐待発生時の早期対応に努める必要性から、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

虐待防止検討委員会

(1) 委員会の委員長はみたき在宅ケアセンター長とする。但し、センター長が不在の場合は、

看護部長、事務長、看護師長がその職務に就くものとする。

- (2) 委員会の構成員は、センター長、事務長、看護部長、看護師長、各部署の管理者とする。 ただし、職員の配属や委員会での協議事項等に応じ、少人数での開催や職種や人数を変 更することができる。
- (3) 委員会は、管理者会議と合わせ定期的に開催する。また、虐待等が発生した場合、委員が委員会を臨時で招集することができる。
- (4) 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に開催することができる。また必要時にはみたき総合病院医療安全管理室等へ助言・指示を求めるものとする。
- (5) 委員会の審議事項は以下の通りである。
 - ・虐待防止検討委員会およびその他事業所の組織に関すること
 - ・虐待の防止の為の指針の整備に関すること
 - ・虐待の防止の為の職員の研修の内容に関すること
 - ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
 - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策に関すること
 - ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等 の適切な知識を普及、啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待の防止の 徹底を図る内容とする。
- (2) この指針に基づく研修は、年間に複数回行うとともに、新規採用時には必ず虐待防止の 為の研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修内容、実施概要、出席者等を記録し、その記録を保存 する。
- 4. 虐待またはその疑い(以下、「虐待等」という)が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず、厳正に対処を行う。

- (2) 緊急性が高い事案の場合には、市町および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
- 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、各部署の管理者へ報告を行う。虐待者が管理者本人であった場合は、センター長、事務長に相談を行う。
- (2) 各部署の管理者は、苦情受付窓口を通じての相談や、上記職員等から相談および報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう、細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。報告者の権利擁護への配慮の理由等で、管理者による事実確認が困難とされる場合は、センター長、事務長により実施する。虐待者が管理者の場合も同様とする。また必要に応じ、関係者から事情を確認する。なお、これらの確認事項や経緯については、時系列で概要を整理する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応 の改善を求める。みたき総合病院医療安全管理室に確認内容を報告の上、就業規則に 則り必要な措置を講じる(就業規則 第 27 条、第 57 条)。
- (4) またみたき在宅ケアセンター責任者(センター長・事務長)は、家族には誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝えることとする。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知を行う。
- (6) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断された場合は、市町の窓口等外部機関に報告・相談を行う。また施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要および再発防止策を併せて市町に報告を行う。

6. 成年後見人制度の利用支援に関する事項

家族がいない、または家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、家族および地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携し、成年後見人制度が利用できるよう支援するものとする。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) みたき在宅ケアセンターは、虐待に係る苦情が生じた場合、苦情解決責任者(センター長、 事務長)に報告を行う。
- (2) 苦情として寄せられた相談内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 苦情として相談された内容については、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等はいつでも本指針を閲覧できるよう事務所内に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修の他、関係機関により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の維持・向上を図るよう研鑽に努める。

附則

この指針は、令和5年1月1日より施行する。